

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

		改	正	後
3 略	<p>3 略</p> <p>2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。</p> <p>3 略</p>			
	<p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p> <p>第三条 略</p>			
	<p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p> <p>第三条 略</p>			
2 略	<p>2 道府県内に恒久的施設を有する外国法人（法第七十二条第五号ただし書に規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表五及び同様式別表九から同様式別表十三の三までの記載については、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにするものとする。</p> <p>2 略</p>			
	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 略</p>			
	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 略</p>			
2 略	<p>2 略</p>			
	<p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p> <p>第三条 略</p>			
	<p>（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）</p> <p>第三条 略</p>			
	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 略</p>			
	<p>（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）</p> <p>第五条 略</p>			

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 | 市町村内に恒久的施設を有する外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第二十号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第二十号の五様式並びに第二十二号の二様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

3 | 8 | 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 | 特別区の存する区域内に恒久的施設を有する外国法人（法第二十三条第一項第三号ロ及び第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。）の第六号様式別表一の二及び同様式別表二の三、第七号の三様式並びに第十号様式の記載については、法人税法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにするものとする。

3 | 略

附 則

(法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除に係る添付書

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 略

2 | 5 | 7 | 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2 | 略

類)

第二条の六 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2| 法附則第八条の二の二第二項及び第五項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人又は同条第三項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた同条第一項に規定する認定地方公共団体（第四項において「認定地方公共団体」という。）が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

3| 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第二十号の五様式によるものとする。

4| 法附則第八条の二の二第八項及び第十一項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第七項の法人又は同条第九項の連結親法人若しくは当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人が支出した寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法人の事業税の特定寄附金税額控除に係る添付書類)

第三条の二 法附則第九条の二の二第二項に規定する控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の様式は、第七号の三様式によるものとする。

2 法附則第九条の二の二第二項に規定する特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類は、同条第一項の法人が支出した寄附金を受けた同項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第十四条第一項の規定により交付する書類の写しとする。

(法附則第九条の三の新設発電所用の固定資産の価額等)

第三条の二の二 略

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三条の二の三 略

(譲渡割に係る徴収取扱費の国庫納付)

第三条の二の四 略

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 略

(法附則第九条の三の新設発電所用の固定資産の価額等)

第三条の二 略

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三条の二の三 略

(譲渡割に係る徴収取扱費の国庫納付)

第三条の二の四 略

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第三条の二の五 略

